## 指定管理者候補者の選定結果について

江南区地域総務課所管の新潟市亀田あけぼの会館について,令和2年9月9日より指定管理者 を公募しておりましたが,以下のとおり候補者を選定しました。

| 施設名                  | 新潟市亀田あけぼの会館   | 区分 | 公募 |  |  |  |
|----------------------|---|----|----|--|--|--|
| 所在地                  | 新潟市江南区曙町3丁目6番2号   |    |    |  |  |  |
| 施設の概要                | 新潟市亀田あけぼの会館は、市民の生活の向上並びに教育及び文化の発展に資するための施設として設置された。会議・研修・趣味などの活動の場として利用されている。   |    |    |  |  |  |
| 指定管理者<br>申請者<br>評価会議 | 委員 小嶋 徹 (税理士法人信越会計 代表社員)<br>委員 新保 正廣 (亀田第60区自治会 会長)<br>委員 立川 博史 (亀田繊維工業協同組合 事務局長)<br>委員 湯田 昭子 (亀田東小学校区コミュニティ協議会 事務局長)<br>※五十音順, ( ) 内は主な役職  |    |    |  |  |  |
| 指定管理者(候補者)           | 環境をサポートする株式会社きらめき<br>代表者 代表取締役社長 山田 茂孝<br>住 所 新潟市中央区東堀前通6番町1061番地   |    |    |  |  |  |
| 指定期間<br>(予定)         | 令和3年4月1日~令和6年3月31日  |    |    |  |  |  |
| 選定理由                 | 指定管理者候補者の選定にあたっては、公募により、1団体から申請があり、<br>指定管理者申請者評価会議において評価を行った。<br>その後、評価会議における意見と評価結果を参考に所管課において検討した結果、上記団体は指定管理者としての業務遂行能力を有し、施設の設置目的を効果的・効率的に達成できると認められたため、指定管理者候補者に選定することとした。なお、評価会議の評価結果は別表のとおりである。 |    |    |  |  |  |
| スケジュール               | 第1回評価会議 令和2年7月30日<br>募集要項配布 令和2年9月9日<br>公募説明会 令和2年9月14日<br>応募表明・質疑受付 令和2年9月15日~17日<br>申請書類の受付期間 令和2年9月23日~30日<br>第2回評価会議 令和2年10月7日<br>今後,市議会での審議・議決を経て,指定管理者に指定される。                                     |    |    |  |  |  |
| 所管部署(問い合わせ先)         | 江南区 地域総務課 地域・防災グループ TEL:025-382-4624(直通) E-mail:chiikisomu.k@city.niigata.lg.jp   |    |    |  |  |  |

## 【参考】現指定管理期間の評価(平成30年4月~令和2年3月)

| 指定管理者 | 株式会社関越サービス   |
|-------|--|
| 総評    | 昨年と比較して、利用者数と稼働率は実績を上回った。しかし、使用料収入は減少し続けており、目標を下回った。令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で自主事業を中止するなど、不利な状況であったが、広報や魅力的な自主事業の企画に力を入れ、新たな利用者の開拓や利用者の増加につなげてほしい。利用者からの苦情は無く、掃除は行き届き、接客も適切に行われていた。 |

## 別表 (評価結果)

|     |               | 配点  | 合計点 | 平均点  | 基準点  |
|-----|---------------|-----|-----|------|------|
| (1) | 管理運営の基本方針     | 10  | 30  | 7.5  | 6.0  |
| (2) | 事業計画書         | 10  | 28  | 7.0  | 6.0  |
| (3) | 施設の利用促進       | 25  | 65  | 16.3 | 15.0 |
| (4) | 組織構成と人員配置     | 10  | 28  | 7.0  | 6.0  |
| (5) | 個人情報の保護に関する取組 | 10  | 32  | 8.0  | 6.0  |
| (6) | 災害・事故及び感染症対策  | 15  | 42  | 10.5 | 9.0  |
| (7) | 要望や苦情への対応     | 10  | 32  | 8.0  | 6.0  |
| (8) | 収支計画書         | 10  | 26  | 6.5  | 6.0  |
| 合 計 |               | 100 | 283 | 70.8 | 60.0 |

<sup>※</sup>点数は、委員一人当たり100点満点とし、平均点は委員の合計点を人数で割ったもの。

## ■各項目とも以下のとおり5段階評価とした。

| 配点 (10) | 配点 (15) | 配点 (25) | 評価       |
|---------|---------|---------|----------|
| 10      | 15      | 25      | 大変優れている  |
| 8       | 12      | 20      | 優れている    |
| 6       | 9       | 15      | 普通(※基準点) |
| 4       | 6       | 10      | やや劣る     |
| 2       | 3       | 5       | 劣る       |